

仕 様 書

1 件 名

企業見学ツアーバスの賃貸借【単価契約】

2 内 容

就職を希望する高校生、大学生などを対象に庄内地域に本社や事業所を置く企業の見学を実施するにあたり、移動に使用するバスの運行。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 賃貸借期間

令和7年7月9日から令和8年3月31日まで

5 業務時間

原則として午前8時から午後5時までとする

6 車両及び運転者

(1) 本仕様に定める発注手順にて発注が行われた場合、受注者は発注者が指示する人数が乗車（補助席を除く）できるバスを手配するものとする。

(2) 配車するバスは観光バスとする。小型バスについては、発注者と事前に協議し合意があればマイクロバスの配車を可とする。

(3) 添乗員は、不要とする。

(4) 車両の車種区分

次のとおりとする。

- ・大型バス
- ・中型バス
- ・小型バス

指定する車種のバスがやむを得ず配車できない場合、その車種の大きさを超えるバスであれば配車を可能とし、運賃単価は発注者が指定する車種で決定するものとする。ただし、小型バスについては、発注者と事前に協議し合意があれば、マイクロバスの配車を可能とする。

【例】

- ・発注者指定バスが「小型バス」→当日配車バス「大型バス」の場合
⇒支払い料金単価「小型料金」
- ・発注者指定バスが「小型バス」→当日配車バス「マイクロバス」の場合
⇒支払い料金単価「小型料金」

7 運賃単価

(1) 運賃単価には以下の料金を含むものとする。

- ①バス借上料
- ②乗務員の人件費（車両1台当たり1名とし、車掌は含まない。）
- ③燃料費

(2) 運賃単価は、バスの種類別に定めた距離・時間併用制運賃（距離制運賃と時間制運賃の合計額）とする。

①距離制運賃単価

走行距離（出庫から帰庫までの距離を言い、回送距離を含む。）にバスの種類別の1km当たりの運賃単価を乗じて得た額とする。走行距離については、累計した距離に10km未満は10kmに切り上げるものとする。

②時間制運賃単価

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、各1時間ずつ合計2時間と走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間を言い、回送時間を含む。）を合算した時間に、バスの種類別の1時間当たりの運賃単価を乗じて得た額とする。ただし、走行時間が3時間未満の場合は走行時間を3時間として計算した額とする。走行時間については、点呼・点検時間と累計した走行時間を合算した時間に30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

(3) 上記の運賃単価は、①平日、②土曜日の区分で算定する。原則として有料道路、高速道路は使用しないものとする。

(4) 予定数量等は以下のとおりとする。

①平日

	予定走行距離（km）	予定時間（h）	予定日数・延べ使用台数
小型バス	700	68	7日・7台
中型バス	1,530	136	6日・17台
大型バス	900	90	5日・9台

②土曜日

	予定走行距離（km）	予定時間（h）	予定日数・延べ使用台数
小型バス	150	12	1日・1台
中型バス	90	8	1日・1台
大型バス	100	10	1日・1台

8 発注手順

(1) 発注の約束

受注者は、以下に定められた手順に従い発注を受けた場合は、利用日当日に配車時刻および乗降場所に遅延なく配車するものとする。

①運行計画書の提出

発注者は、運行日のおおむね21日前までに行程表（日時・人数・行程等）を提出する。

②運行前打合せ

行程表の内容に問題（日時など）がある場合は、受注者は早急に発注者と協議を行うこと。

（２）発注方法

発注者は電子メールまたはファックスにて受注者に発注する。

9 発注内容の変更

提出した発注内容に変更が生じた場合、発注者は直ちに受注者と協議を行うものとし、受注者は可能な限り変更を認めるものとする。

10 キャンセルについて

発注者側の理由により、やむを得ず運行できなかった場合は、受注者からの請求を受け、発注者が下記のとおりキャンセル料を支払うものとする。ただし、日時や行程の一部を変えて運行する場合は、「9 発注内容の変更」の取扱いとし、キャンセル料は発生しないものとする。

キャンセル日	キャンセル料
運行日の14日前から8日前まで	予定支払い料金の20%
運行日の7日前から2日前まで	予定支払い料金の30%
運行日の前日	予定支払い料金の50%
運行日当日	予定支払い料金の100%

11 契約方法

契約は、平日・土曜日の区分における、小型バス・中型バス・大型バスそれぞれの「1km当たりの単価（税抜）」と「1時間当たりの単価（税抜）」による単価契約とする。

12 支払方法

賃貸借料は、大型、中型、小型バスそれぞれの「契約単価×距離」と「契約単価×時間」で算出される金額（税込）の毎月支払いとし、発注者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

13 資格要件

道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

14 運行業務

- （１）受注者は、運行業務を安全かつ、確実に行うこと。
- （２）受注者は、道路交通法及び関係法令を順守し、運行業務を行うこと。
- （３）運転者の食事に要する費用は受注者の負担とすること。

1 5 損害賠償

- (1) 受注者は、バスの自賠責保険のほか、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2及び「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成25年10月31日一部改正）に規定する任意保険に加入すること。契約後は、補償内容及び契約金額が分かる書類の写しを発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、業務の履行において同乗者または第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者が賠償の責を負うものとする。

1 6 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

受注者は、事故の場合及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処置を行い、発注者に報告すること。

1 7 協議事項等

この契約に定めのない事項及びこの契約の条項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。